（驛遞局認可）　（本號六面）　（日曜日休刊）　（定價金二錢）

時事新報

第千四百四十三號
明治十九年十一月廿六日金曜日（庚寅）
舊丙戌十一月朔日
日出午前六時四十八分　日入午後四時四十七分
月出午前六時四十六分　月入午後五時二十六分
滿潮午前五時三十一分　午後五時五十三分
（西曆一千八百八十六年）

時事新報

第一回整理公債募集の景況を聞て感あり

世人の熟知する如く整理公債は從前發行六分以上利附の內國債を償還するが爲めに募集するものにして年利は五分第一回募集分の賣出し價格は證書額面百圓に付金九十八圓其募集額は一千萬圓と定まりてより日本理財社會よては其評判大方ならず目下商賣の有樣は如何にも不景氣なりとは云ふもの丶資本を運轉して年に五分ばかりの利を見るは左まで難き仕事に非ざれば十露盤玉の考ある人々は賣出しの價格より餘程低價に非ざれば其募集に應ぜざる可しと云ふものあれば又一方には今の日本の金權は五十以上下り坂の故老の手に在り而して此故老輩は文明流の商法を危險なりとし實は金を持餘して之を金箱に幽閉せんか、否々公債には利子の附くあり五分にても四分にても之を擇ぶに暇あらずあと思案に暮る丶最中あれば二念なく之を買入る丶あらんと云ふ者もありて大に其見込を異にせしが去る二十日までにて募集濟となりたる第一回分は日本銀行本支店及び九十餘箇所(百八箇所の中)代理店の募集概算額一千六百五十四萬七千餘圓にして申込價格百二圓餘よ達したるものもあり百圓以下の申込人はい或は落札せざる可しあどの風說もあり悉皆調査濟みの上ならでは我輩固より此邊の詳細を知るに由あしと雖とも兎に角第一回の募集丈けは我政府も目出度く其目的を達したるもの丶如し但し整理公債は大藏大臣財政の便宜を計り一億七千五百萬圓を漸次に募集そるの手順にして今回募集の一千萬圓の如きは僅に其十七分の一に過ぎざれば今回應募の景氣甚だ宜しければとて二回三回二億圓足らずの大金額を全く募集し盡すまで每回此の如き景氣なる可きや否や固より豫言す可らずと雖ども一說に據れば我政府は此機に乘じて直に第二回の募集に着手するならんとも云ふ今回の模樣を以て推測すれば第二回も亦第一回同樣の好結果を呈するかも知る可らず政府の財政上には差當り都合よきとあれども日本全國の商賣產業上より觀察すれば我輩は中心寧ろ悄然たらざるを得ざるあり

前陳の如く我政府にて年利五分の整理公債一千萬圓を募集それば其賣出しの價格の劵面百圓に付九十八圓あるにも拘はらず百圓以上の申込頃刻にして其募集額に達するとは抑も何等の事相あるや本來日本は東洋の一國、資本少なくして貧乏人の多き國柄なれば金の利息が四分五分抔とは理財上一時の奇相にして日本の金利の本色ありとは受取れ難きとなり畢竟今の金權を握る者は年概ね五十以上下坂れ故老にして近時文明の商賣產業を見れば其眼に映じて一として新奇ならざるあく又一として危險ならざるはなし特に明治十二三年頃一時世間の景氣に乘じて少しく新事業に着手したる者は爾後滿天下の不景氣にて將棊倒しに失敗したれば火傷者の火を恐るゝと同一の例にて日新文明の商業談を聞けば爲めに毛骨悚然たる者なきに非ず此流の人々は時勢の如何ふ頓着せず商賣奔走の骨折を擧げて一に之を政府に讓り自分は先づ整理公債を買ひ今後一日、日本の金利が果して其本色を現はして或は大に騰貴す可きや否や敢て其邊の事を想はず兎に角この證書さへ所持すれば何一つ苦勞なくして五分の利は受合ありとて瞑目蟄伏するあらんかなれども首を擧げて日本社會の景況と見れば鐵道敷設して到る處其必須と告げざるなく內地雜居外國人の來て手を下さゝる前に山に水に將た平地に殖產興業の着手を待つもの決して少なからざるなり斯くまでに興業は必要を感じて又これに從事す可き有爲の人物もありながら何故に之れに着手せざるやと問へば曰く資本なしと答へざるものなし今日の勢、興業は事は其必要を感ずると斯くまで切にして然かも後來多望あるにも拘はらず此部分に全く資本の窮乏と告ぐ五分利附の公債に對して獨り資本の流注するは日本全般永遠の計に於て我輩少しく悄然の情なきを得ず故に我輩は我政府が整理公債第一回の募集に於て目出度く其目的を達したるを祝すると同時に資本家が此公債の利子に安んじて產業社會に勇進せざるの質あるを嘆せざるを得ざるあり

官報

○東京府達第百四十五號
郡區役所戶長役塲
本年七月達第百九號ヲ廢止ス
明治十九年十一月廿五日　東京府知事高崎五六

○東京府達第百四十五號參照
明治十九年七月達第百九號
神奈川千葉埼玉ノ三縣下ニ於テ暴瀉及吐瀉ノ二症ヲ兼ヌル患者ヲ診察シタル主治醫ハ本年警察令第五號ノ手續ニ據リ患者所在地ノ最寄警察署及分署巡查派出所又ハ巡行巡查若クハ戶長役塲ヘ届出ヘキ旨開業醫ヘ達スヘシ

○軍艦發着　高千穗艦は去る二十日品海拔錨同日橫濱に投錨、天城艦は一昨二十三日馬關に投錨、扶桑艦は同日橫須賀拔錨即日橫濱に投錨せり
（以上本年十一月二十五日官報）

雜報

○バルガリヤの露國駐在軍務官　露國にては嚮きにコールバース將軍を駐在軍務官としてバルガリヤに派遣したるが今度ウヮルソー府の指令官なるゴールコー將軍として更代せしむるよしにて同將軍は右の訓令を受くる用意の爲先任地を發してガツチーナある王宮に赴きたりとセントピータースボルク十月二十一日發の報に見へたり

○沖縄縣織工塲開業式（十一月十日發沖縄通信）本月七日沖縄縣織工塲開業式の擧行あり抑も本塲は首里城外舊上藥園の地にあり原本縣士族授產塲として開設せしものあり其設置の顚末は知事大迫氏が當日の祝辭に對そる農商課長石澤氏が答辭中に大概を錄したれば煩を厭ふて此に畧を當日の槪況と記さんに全躰本塲の構造は全く一の凹字形を成し其最下部は即ち玄關にして其兩側は數房よ區畫し事務室宿直室應接室士藏小使室等とあし左傍の一極は織物室にして右傍の一極を分畫し染物室下拵室とあせり當日は織物室を以て式塲とあし下拵室を以て休憩所に充て塲の四面は紅白の帷幔を施し簷端には無數の球燈を懸連ね又正門通用門及び玄關には何れも國旗を交叉し正門と玄關の距離廿間許の處は兩傍に球燈と釣り又右邊の小高き地へ一長桿を立て數百の球燈を三面へ掛け渡す等中々美々敷飾りあり儀式の始りしは午前十一時卅分にして知事以下一同式塲に臨む式塲の体裁は先づ正面に大迫知事及び同夫人の座と設け其側ふは農商課長の家眷其他數名の婦人れ位地を設け熊本鎭臺本縣分遣隊長本縣警部長屬官銀行役員其他凡七十餘名の來賓兩行に排列し插花卓椅等式塲の粧飾も川意頗る整へり此時大迫知事左の祝辭を朗讀さる

沖縄縣織工塲新築功ヲ竣ヘ事業略ホ其緒ニ就ク玆ニ令辰ヲトシテ開業ノ典ヲ擧行ス予之ヲ祝シ辭ヲ陳ヘテ曰ク抑モ本縣特ニ織工塲ノ設ケアル所以ノモノハ何ソヤ則朝廷產ヲ本縣士族ニ授ケント欲スルノ恩典ニ出ルナリ授產ノ道固ヨリ一ナラス而シテ必ラス先ツ織工塲ヲ設クルモノハ何ソヤ夫レ機杼ノ業ハ縣人ノ尤モ長スル所ニシテ琉球飛白ノ名世ニ著ル丶ヤ蓋シ久シ其長スル所ノ業ニ依テ而シテ之ヲ導ケハ則技術精巧成リ易ク其著名ノ物ニ從テ之ヲ製スレハ則販路澁滯ノ憂ヒナシ澁滯セサルノ販路ニ向ツテ精功ノ物品ヲ輸ス何ソ本塲事業ノ盛大ナラサルヲ憂ヘンヤ事業登々盛大ナレハ則利益彌々倍從セン之ヲ持スルニ忍耐ト勉强トヲ以テシ之ヲ積ムニ歲月ヲ以テスレハ朕幾ハクハ人給シ家贍ルノ盛域ニ達スルヤ期シテ待ツヘキナリ於是乎始テ朝廷恤民ノ恩旨ヲ虛フセスト云ツヘシ今日ハ則其途ニ上ルノ初日也祝セサル可ケンヤ然レモ傳ニ之レ有リ日ク始メアラサル丁ナシ能ク終リアル鮮ナシト嗚呼今ヤ已ニ之ヲ始ムハ則諸子ノ功勞ナリ而シテ克ク之ヲ終ルモ亦諸子ノ勤勉ニアルノミ欽メヨヤ予ヤ玆ニ望ム所アリ

明治十九年十一月七日　沖縄縣知事正五位勳三等大迫貞淸

次に農商務課長左の答辭あり

維明治十九年十一月七日爰ニ沖縄縣織工塲開業ノ典ヲ行フ知事公閣下親シク駕ヲ枉ケラレ叮嚀ノ祝詞アリ農商課長石澤兵吾恭シク答詞ヲ述テ曰ク兵吾無似ノ質膚劣ノ材ヲ以テ叨リニ乏ヲ農商課ニ承ルヲ以テ本塲創設ノ業ニ於テハ終始命ヲ奉シテ相周旋スルヲ得今日閣下ノ駕ヲ玆ニ邀ヘテ此盛儀ヲ擧ルニ至ル兵吾等ノ榮何ソ之ニ加ヘン抑モ本塲ノ設置アル所以ノモノハ素ヨリ本縣士族ノ授產ヲ計ルニアリ夫レ授產ノ業ハ本縣ノ急務而其責ハ我カ農商課之レニ當レリ故ニ駑弱盡力之レカ計畫ヲ怠ヲサルハ兵吾等カ職トシテ勤ム可キノ本分タリ然レモ本縣ノ人情タル守舊ノ意向ニ富ンテ進取ノ氣象ニ乏シ是ヲ以テ一新事業ヲ起サントスレハ評議沸騰是非百端其好果ヲ結ハント欲スル極メテ難シ本塲ノ如キモ當初人意ノ傾向如何ヲトセンニ果シテ其套窩ヲ脫スル能ハス折角ノ希圖モ屢々水泡ニ屬セントスルノ勢アリキ幸ニシテ本縣有志家諸氏カ非常ノ奔走ト熱心ノ盡力ニ依テ漸ク多少ノ職工志願者ヲ見ルニ至ル前縣令西村氏深ク之ヲ喜ヒ事情ヲ具シテ朝廷ニ稟ス實ニ客年八月ノ事タリ朝廷此擧ヲ美トシ茲ニ三千七百餘圓ノ巨金ヲ貸付シ十年据置後十年ヲ期シ年賦ヲ以テ原額ヲ償却スルノ請ヲ准セラル並シ又特典ナリ是ニ於テ急ニ土木ノ功ヲ起シ居舍ヲ建築シ機械ヲ製作シ器品ヲ購收スル等審々力ヲ用ヒ本年八月ニ至ツテ百事稍緒ニ就キ始メテ札ヤノ機聲ヲ試ミルニ至ル而今ヤ人心モ大ニ省悟スル所アリシヤ爭ク前日ト傾向ヲ異ニシ職工ヲ志望スル者陸續トシテ絕ルナシ是則益本塲事業ノ盛運ヲ兆スルノ瑞徵祥證ニシテ兵吾等ノ最モ喜フ所ナリ然レモ工塲已ニ狹隘多衆ヲ容ル丶ニ適セス玆ニ於テ更ニ一大工室ヲ增築シ益事業ヲ擴張セントス既ニ其計畫モ略ボ成レリ日ナラスシテ工ヲ竣ルニ至ラン歟然而又玆ニ一ノ尤モ注意ヲ要スヘキモノアリ何ソヤ夫レ本縣飛白ノ聲價ハ夙トニ世ニ高ク綿布市塲ニ於テハ常ニ主盟ノ地位ヲ占メタリレモ頃年汽船ノ交通頻繁ヲ加ヘ販賣ノ路大ニ開ケ從テ製造ノ額モ增進スルト同時ニ粗製濫造ノ弊害日一日ヨリ甚シク多年專有セシ聲價モ大ニ萎靡ノ色アルニ至レリ是レ他ナシ彼ハ鋭意以テ福祉ヲ將來ニ期シ時事ニ還スルノ熱心以テ製品ヲ出スモ我ニ在テハ啻ニ目前ノ些利ヲ貪ルニタルノミナラス漸ク粗製濫造ナル忌ムヘキ利弊ヲ醸セシニ由ルナリ況ンヤ福岡ニ赤松社鹿兒島ニ授產塲等起リテ共ニ綿布ノ業ニ從事シ輸贏ヲ本縣ニ競ハントスルノ勁敵ヲ現出セシニ於テヲヤ宜シク後杏スル所アツテ粗製濫造ノ源ヲ塞キ急ニ面目ヲ一新スルニ非ルヨリハ聲價ハ益々地ニ墮テ終ニ牛耳ヲ以テ他ニ授ルニ至ランノミ本塲ハ實ニ縣下織物ノ標準ヲ示シ以テ一般ノ改良ヲ翼圖シ衰勢ヲ一時ニ挽回シ聲譽ヲ將來ニ穩頼レ以テ昔日ノ如ク他ノ同業者ヲシテ常ニ下風ニ立タレメサル可ラサルナリ此計畫ニシテ遂ラサランメハ獨リ士族ノ產業立ツノミナラス縣下一般ノ福利ヲ增進スル豈ニ鮮少ト云ハンヤ於是乎朝廷ノ恩旨空カラス閣下ノ素望成リ兵吾等モ亦幸ニシテ責ヲ免ルヽヲ得ン兵吾等無似膚劣ト雖モ粉骨碎身敢テ命ヲ奉シ事ニ從ハサランヤ謹テ答詞ヲ奉シ併テ本塲設立ノ顚末ヲ叙シ以テ祝意ヲ表ス

明治十九年十一月　第一部農商課長　沖縄縣屬石澤兵吾

續て農商課員首里役所長首里各村主取等の祝辭あり午後一時過には全く終て宴會の席とあれり酒肴は用意も能く整ひ來賓歡を盡して散す當日會塲に列せしは賓主合して無慮百五六十名の多きに及べり觀者は四方より群集堵の如く警官出張して門の出入を戒むる等頗る近頃よあき盛會あり元來本縣士族就中首里の婦女子は男子と面接を忌み往々親戚の間と雖談話せざる位よて況んや內地人の如きよ至つては途中相逢ふときは日傘を傾け面を掩ふて過るの風習ありしが近頃は餘程開發したりと見へ工女一同式塲に會せしは甚し未曾有の事あるべし尤も最初本塲設立目論見の際職工を募りし頃は百方說諭すれども容易に應ずるものなく餘程困難を極めたりしが本縣に名ある數名の有志家が大に政府の恩旨を體ふそるを慨歎して先づ自家の妻子を以て之れに充てんと決心して親戚朋友等に苦勸して漸やく七十餘
名れ志願者を得
餘ありと云ふべ
し粗製濫造の弊
も大に品質を吟
比すれば實に霄
れば殆んど一倍
十錢を準とせり
他の注文をも引

寄

○米商株中止お
米商株賣買の中
る迄未だ解停の
ず殊に同所申合
一説を取り余輩
其理由を明にし
段來論擧し來り
自ら一定そるも
置を株式取引所
れ沙汰あるべし
來さんとあらば
如きは同取引所
員に撰擧し三四
るが何分双方の
ざ此上は中止の
買方は賣埋めて
て或る代言人を
事を申込むの手
察も甚ざ誤らさ
去れど頭取の兼
にも至らば第二
に至り其賣品又
を前十日間の約
の損金を計算し
はまめ尚ほ不足
場合ふ於て萬一
るときは其剩餘
に配賦すべしと
する者の如し即
より彼の中止と
三十九條により
と承る嗚呼是れ
對する河野氏の
持つ者あり彼の
る不便と與ふる
の處置に十分の
と中止して期日
と計畫そるに至
誤らさるを惜ま
を疑ひ且つ惜む
本社の有望の人
記者たるを知ら
き處置は出でら
雖も河野氏の處
人の之を稱して
〻何は兎もあれ
の場合ふ適用そ
疑を持そる者と
讀者思考せよ第
として自由あら
分の餘地あり買
りて何ほ且つ期
ざると記始めて
度の場合は其期
中止して殆んど
計と施すに所あ
日至らば直ちに
殆んど頭取自ら
の場合にありて
に於て之が妙用
す能はさる者を
處分せんと欲す
場會所の妙用を
此一事に止らし